

「プラスワン休暇」で連続休暇に。

～ゴールデンウィークに「計画的付与制度」と併せて導入すると

更なる大型連休にすることも可能です～

厚生労働省では、年次有給休暇を取得しやすい環境整備を促進するため、**ゴールデンウィーク等における連続休暇の取得**に向けた社会的気運の醸成を図るための周知・広報を行います。

「プラスワン休暇」で、休暇取得に向けた環境づくりを行い、
年次有給休暇の取得率向上を実現しましょう。

1. 年次有給休暇の取得促進に向けて、**労使が協力して取り組むことが必要です。**

- ・経営トップによる取得の呼びかけ、管理者が率先して休暇を取得するなど年次有給休暇を取得しやすい雰囲気づくりや、労使の意識改革をしましょう。
- ・労使の話し合いの機会を設け、年次有給休暇の取得状況を確認するとともに、年次有給休暇の取得率向上に向けた具体的な方策を話し合いましょう。

2. 働き方・休み方を変える第一歩として、**「プラスワン休暇」を実施しましょう。**

「プラスワン休暇」とは、

労使協調のもと、土日、祝日などの所定休日に1日以上の子年次有給休暇を組み合わせ、連続休暇を実施しようというものです。

3. 年次有給休暇の**「計画的付与制度」**を活用しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与」とは、

- ・年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた日数については、労使協定を結ぶことによって計画的に取得日を割り振ることができる制度です。
- ・導入のメリットとして、事業主は、労務管理がしやすく計画的な業務運営ができ、従業員は、ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。



○大阪労働局では、企業の人事労務等に関し専門的知識・経験を有する「働き方改善コンサルタント」が、無料で、希望される企業を訪問し、事業主から労働時間全般のご相談に応じています。

【相談例】時間外労働削減、年次有給休暇取得促進、36協定見直し、フレックスタイム制、変形労働時間制、裁量労働制 など

○大阪労働局及び各労働基準監督署内の総合労働相談コーナーでは、年次有給休暇制度など労働基準法の解釈に関する労使からのご相談に応じています。

問合せ先：大阪労働局雇用環境・均等部 指導課 06-6949-6494

「プラスワン休暇」で、休暇取得に向けた環境づくりを行いましょ。

年次有給休暇の取得促進に向けて、労使が協力して取り組むことが必要です。

1 経営のトップによる社内への休暇取得促進の呼びかけ

2 管理者が率先して休暇を取得

3 労働組合などによる企業、従業員への働きかけ

計画的な休暇の取得のために、事業場全体の年間計画に、年次有給休暇を組み込みましょ。

働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しましょ。

+1

ワーク・ライフ・バランス
仕事と生活の調和のために、
「プラスワン休暇」で
連続休暇に。

労使協調のもと、土日、祝日に
年次有給休暇を組み合わせ、
3日(2日)+1日以上の休暇を実施しましょ。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょ。

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が5.3ポイント高くなっています(平成26年)*。

この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。*就労条件総合調査

1. 導入のメリット

事業主 労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。

従業員 ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

2. 日数

付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

5日	5日	15日	5日
<small>事業主が計画的に付与できる</small>	<small>従業員が自由に取得できる</small>	<small>事業主が計画的に付与できる</small>	<small>従業員が自由に取得できる</small>

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3. 導入例

ゴールデンウィークに導入すると?

計画的付与の年次有給休暇などと土日、ゴールデンウィークを組み合わせると連続休暇にすることができます。また、○点線囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせることで、大型連休にすることも可能です。

2017年4月~5月

日	月	火	水	木	金	土
	24	25	26	27	28	29
30	+ 年休 1	+ 年休 2	+ 重法記念日 3	+ みどりの日 4	+ こどもの日 5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			